

通 所 介 護 利 用 契 約 書 及 び 重 要 事 項 説 明 書

香 樹 の 里 デ ィ サ ー ビ ス セ ン タ ー

通所介護事業

介護保険事業所指定番号 第 1470500917 号



【施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい内容です】

1 施設経営法人

- | | |
|-----------|--|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 楠会 |
| (2) 法人所在地 | 横浜市南区六ッ川4丁目1234番地45
TEL 045-820-4123 FAX 045-820-4131 |
| (3) 代表者氏名 | 理事長 田澤 勝幸 |
| (4) 設立年月日 | 平成14年12月16日 |

2 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設の種類 | 老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホーム（介護保険法第86条に基づき指定された介護老人福祉施設）に併設された通所介護。 |
| (2) 事業の目的 | 社会福祉法人 楠会が運営する香樹の里デイサービスセンターが行う指定通所介護事業・介護予防通所介護事業・第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下「事業」という）の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。 |
| (3) 基本方針 | 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。 |
| (4) 施設の名称 | 香樹の里デイサービスセンター |
| (5) 事業所番号 | 1470500917 |
| (6) 所在地 | 横浜市南区六ッ川4丁目1234番地45
TEL 045-820-4123 FAX 045-820-4131 |
| (7) 管理者名 | 田澤 勇希 |
| (8) 営業日 | 月～土曜日（祝日も営業） |
| (9) 休業日 | 日曜日、年末年始（12月30日～1月3日） |
| (10) 受付時間 | 午前9時から午後5時30分まで
（祝日も受け付けます） |
| (11) 利用定員 | 32名 |

- (12) 併設サービス 特別養護老人ホーム香樹の里
 香樹の里ショートステイセンター
 香樹の里サポートセンター

3 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

☆ 主な職員の配置状況 (令和6年4月1日現在)

職 種	配置人数	員数
1 管理者（施設長）	1 名	1 名
2 生活相談員	1 名	2 名
3 看護職員	1 名	3 名
4 機能訓練指導員	1 名	2 名
5 介護職員	7 名	14 名

(配置人数は一日あたり)

- (1) 管理者 1 名（常勤兼務 1 名）

管理者は、指定通所介護に従事する職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 2 名（常勤兼務 2 名）

生活相談員は、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るための相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携を図る。

- (3) 看護職員 3 名（非常勤兼務 3 名）

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

- (4) 介護職員 14 名（常勤兼務 1 名・非常勤兼務 13 名）

介護職員は通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

- (5) 機能訓練指導員 2 名（常勤兼務 1 名・非常勤兼務 1 名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練等を行う。

4 提供するサービスの内容

施設で提供するサービスの内容は下記のとおりです。

(1) サービス提供時間 午前9時30分 ～ 16時35分

(2) サービス内容

- | | |
|-----------|----------|
| ①日常生活の援助 | ②健康状態の確認 |
| ③機能訓練サービス | ④送迎サービス |
| ⑤入浴サービス | ⑥食事サービス |
| ⑦相談・助言等 | |

5 利用者負担金

利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は次のとおりです。

- ① 介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の1割又は2割又は3割）
 - ② 運営基準（厚生労働省令）で定められた「その他の費用」（全額自己負担）
 - ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額自己負担）
- (注) ②または③の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明し、利用者の同意を得た上でいただくことになります。疑問点があれば、お尋ねください。

(1) 自己負担金（利用者負担金）

ア 法定代理受領（現物給付）の場合、次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。

- ① 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。月ごとに利用者負担金をまとめさせていただき、サービス提供月の翌月27日に引き落としとなります。）
- ② 現金払い（現金払いは、止むを得ない場合のみの扱いとなります。事務担当にお支払いください。）

イ 居宅サービス計画を作成しないなど「償還払い」の場合

いったん利用者が利用料（10割・全額）を支払い、その後横浜市に対して保険給付分を請求して頂くことになります。

ウ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が、制度上の支給限度額を超える場合を含む。）は、全額自己負担となります。介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明を受け、利用者の同意をいただくことになります。

★ デイサービス 1 日あたりの利用料

介護保険負担額 _____ 円 実費負担額 760 円 合計 _____ 円
(要介護 負担割合 割)

※ 1 ヵ月のデイサービス合計単位数に応じて別途『介護職員処遇改善加算』による利用者負担額が発生します。

※ 詳細は、別表「香樹の里デイサービスセンター料金表」参照

☆ 実費負担の内訳

費 用 項 目	金額(1 日)	内 訳
① 食費	760 円	食材料費+調理コスト
② 教養娯楽費 ご希望により提供	実費負担	レクリエーション活動時の 作品材料費や行事にかかる 代金などの費用として

☆ その他の費用

① おむつ代(施設から 提供した場合 1 枚)	紙パンツ 70 円 紙オムツ 90 円 尿とりパッド 20 円 髭そり 100 円 歯ブラシ 30 円
----------------------------	---

6 サービスの利用の中止(休止)

- (1) 利用者がサービスの利用を中止(休止)する場合には、すみやかに次に掲げる場所に連絡してください。

連絡先	香樹の里デイサービスセンター 電話番号：045(820)4123 (代表) FAX 番号：045(820)4131
-----	---

- (2) 利用者の都合でサービスを中止(休止)する場合は、サービス利用日の 1 日前までに事業所に申し出てください。利用予定日 1 日前までに申し出がなく、当日になって利用の中止(休止)の申し出をされた場合、下記の料金をお支払いいただきます。

連 絡 日	キャンセル料
利用予定日の 1 日前までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の当日に申し出があった場合	当日の食費代 760 円

7 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせどおり、家族、医療機関、消防、警察、介護支援専門員、区役所、横浜市健康福祉局、その他緊急連絡先等に連絡します。万一の救急搬送時は、搬送先までの速やかなご対応をお願い申し上げます。

又、体調不良や感染症等、医療機関受診が必要と判断させて頂く際は、帰宅、受診、検査等の依頼や利用再開日の相談をさせて頂くことがあります。予めご承知おき下さい。

8 非常災害対策

消防法に基づき、下記のとおり非常災害への対策を講じます。

- (1) 防火管理者を選任し、消防計画書を作成しそれぞれ南消防署に届出をします。
- (2) 消防計画書に基づき火気使用設備・消防・防災設備等を点検します。
- (3) 自衛消防組織を編成し、消防訓練を年2回以上実施し、災害の予防、災害発生時の被害軽減をはかります。

9 職員研修

従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) 継続研修 年6回+随時

10 苦情の受付

(1) 施設の相談・苦情窓口

施設に対するご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

- 受付窓口 生活相談員
- 受付時間 毎日（9:00～17:30）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南区高齢・障害支援課

TEL 045-341-1138

保土ヶ谷区高齢・障害支援課

TEL 045-334-6394

戸塚区高齢・障害支援課

TEL 045-866-8452

港南区高齢・障害支援課

TEL 045-847-8495

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:00～17:00

横浜市健康福祉局介護事業指導課 所在地 横浜市中区港町1丁目1番地 TEL 045-671-2356 受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:00～17:00
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係 所在地 横浜市西区楠町27番地－1 TEL 045-329-3447 0570-022-110（苦情）FAX 045-317-9959 受付時間 月曜日～金曜日（土日祝日除く）8:30～17:15

11 事業の実施地域

南区、保土ヶ谷区、戸塚区、港南区（詳細は下表）

南区	別所1～7丁目、中里1～4丁目、永田北1～3丁目、永田山王台、永田台、永田東1～2丁目、六ツ川1～4丁目、別所中里台、永田みなみ台、
港南区	東永谷1～3丁目、大久保2・3丁目、芹が谷1～5丁目、東芹が谷
保土ヶ谷区	権太坂3丁目、狩場町、瀬戸ヶ谷町
戸塚区	平戸1～5丁目、平戸町（環状2号線を境に東側）、

12 第三者評価の実施（令和6年4月1現在） 無し

通 所 介 護 サ ー ビ ス 利 用 契 約 書

香樹の里デイサービスセンター
通所介護事業

介護保険事業所指定番号 第 1470500917 号

_____（以下「利用者」という。）と、社会福祉法人 楠会（以下「事業者」という。）は、香樹の里デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

（サービスの目的及び内容）

第1条

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項は、「通所介護（デイサービス）重要事項説明書」に定めるとおりとします。

（契約の有効期間）

第2条

- 1 本契約の有効期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までとします。
- 2 事業所は、有効期間満了の1ヶ月前から有効期間満了の日までの間に、利用者に対し契約更新を行うか否かの意思表示を行うよう求めるものとします。
- 3 利用者から、有効期間満了までに何等の意思表示もなかった場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとします。更新後の有効期限は、原則として、要介護度認定有効期間内とします。
- 4 提供するサービスの内容等を変更する場合は、「契約変更合意書」に必要事項を記載の上記名押印し、利用者、事業者が各1通を所持するものとします。

（通所介護サービス計画等）

第3条

- 1 事業所は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護サービス計画を作成するものとします。

- 2 事業所は、利用者及びその家族等に対し、通所介護サービス計画について説明を行い、同意を得るものとします。
- 3 事業所は、利用者がサービスの内容、提供方法等の変更を希望し、変更内容が居宅サービス計画の範囲内でかつ変更可能な場合は、通所介護サービス計画の内容をすみやかに変更するものとします。
- 4 事業所は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を希望する場合には、すみやかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

（サービス提供の記録等）

第4条

- 1 事業所がサービスを提供した時は、「通所介護サービス記録書」に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、作成後2年間保存するものとします。
- 2 「通所介護サービス記録書」は、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、正当な理由がある場合には、複写物を交付するものとします。

（サービス利用料金の支払い）

第5条

- 1 通所介護サービスに対する利用者負担金は、別紙「通所介護（デイサービス）重要事項説明書」のとおりとします。ただし、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により、利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は、1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払を催告し、期間満了までに支払われないときに限り、文書により契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

（利用者からの契約解除）

第6条

- 1 利用者は少なくとも3日前までに事業所に契約解除を予告することにより、いつでも解約することができます。

- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

（事業者からの契約解除）

第7条

- 1 事業者は、利用者の著しい不信行為により、この契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

（契約の終了）

第8条

- 1 利用者が介護保険施設等に入所し、または、要介護（要支援）認定が受けられなかったとき等、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約は、終了するものとします。この場合、事業者はすみやかに利用者に通知するものとします。

（事故時の対応等）

第9条

- 1 事業所は、サービス提供に際して、利用者の怪我や体調に急変があった場合には、医師及び家族への連絡その他適切な処置を迅速に行います。

（損害賠償責任）

第10条

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者にも故意または重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任と相殺するものとします。

（損害賠償の免責）

第11条 事業者は、以下の各号に該当する場合には、自己の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- 1 利用者が、契約締結時その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が

発生した場合

- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

（守秘義務）

第 12 条

- 1 事業者、サービス従事者または従業員は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た、利用者またはその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、文書により利用者またはその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡、調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができますものとします。

（個人情報の提供）

第 13 条

- 1 利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）は、当該利用者等の個人情報について、事業者が必要最小限の範囲内で使用することに同意するものとします。
- 2 前項の規定による個人情報の使用は、利用者のための居宅介護サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施される、サービス担当者との連絡調整、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合に限り、使用する期間は契約期間内とします。
- 3 事業者は、個人情報の使用を必要最小限とし、使用に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うものとします。
- 4 事業者は個人情報を使用した会議、相手方及び内容等の経過を記録しておくものとします。
- 5 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしません。また、従業者でなくなった後も同様とし、その旨を雇用契約に明記するものとします。

（苦情処理）

第 14 条

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に応ずるものとします。
- 2 事業者は、利用者が苦情申出等を行ったことを理由として、利用者に対し

何等不利益を与えることはありません。

（人権擁護と高齢者虐待防止）

第 15 条

1 事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1） 事業者は、虐待防止に関する責任者を選定します。
- （2） 事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
- （3） 事業所は、重視者が支援にあたっての悩みや相談できるメンタルヘルス及びハラスメント（利用者及びその家族を含む）体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- （4） サービス提供中に、等事業所の従業者又は養護（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

（身体的拘束等の禁止）

第 16 条

1 事業者は、身体的拘束等の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1） 事業者は、身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
- （2） 事業所は、サービス提供にあたり、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急止むを得ない（切迫性・非代替性・一時性）場合は、この限りではありません。
- （3） 前号のただし書きの規定に基づき、身体的拘束等実施の際、事業所は直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、理由、当該行為が必要と判断した職員名等、必要な事項について、本人家族へ説明・同意の上、「通所介護サービス記録書」に記録するものとします。
- （4） 事業所は、身体的拘束等の適正化および廃止に向けての対策を検討する委員会を開催するなどの取組みを行います。
- （5） 事業所は、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行います。

（業務継続計画の策定等）

第 17 条

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（契約外事項等）

第 18 条

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の主旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めるものとします。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものであるため、利用者がこれ以外のサービスを希望する場合は、別途契約するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、双方が署名(記名)捺印の上、各1通を保有するものとします。

(署名捺印欄)

通所介護(デイサービス)の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

香樹の里デイサービスセンター

説明者

職 名 生活相談員 氏 名 袴田 直仁 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護(デイサービス)の提供開始に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

事 業 者

所 在 地 横浜市南区六ッ川4丁目1234番地45

事業者名 社会福祉法人 楠会

代表者名 理事長 田澤 勝幸

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) 印

電話番号 _____